



市章

大津市公報

令和6年11月1日
号外（第65号）発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目次

○ 規

則

70 大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1

71 大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 消 防 局 訓 令

3 大津市消防吏員の被服等の貸与に関する規程の一部改正…………… 1

○ 教 育 委 員 会 規 則

6 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

規

則

大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。
令和6年11月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第70号

大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第61号）の施行期日は、令和6年12月1日とする。

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年11月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第71号

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則（令和5年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「3時間」を「4時間30分」に改め、同項第2号中「8時間」を「9時間」に改める。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、午前8時30分から午前9時まで及び午後5時から午後5時30分までの間に係る通常一時預かり事業を利用できる者は、認定こども園における教育及び保育を受ける教育認定子どものうち、市長が特に認めた者とする。

別表通常一時預かり事業の項中「午後2時」を「午前8時30分から午前9時まで及び午後2時」に、「午後5時」を「午後5時30分」に、「午前9時」を「午前8時30分」に、「午後4時」を「午後5時30分」に改め、同表特別一時預かり事業の項中「午前9時」を「午前8時30分」に、「午後5時」を「午後5時30分」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

消

防

局

訓

令

大津市消防局訓令第3号

大津市消防吏員の被服等の貸与に関する規程（昭和38年消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

大津市消防局長 正田正道

別表シリコン製階級章の項の次に次のように加える。

布製階級章

1

5

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第6号

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「6時間」を「7時間」に改め、同項第2号中「8時間」を「8時間30分（教育長が別に指定する市立園にあっては、9時間）」に改める。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、午前8時30分から午前9時まで及び午後5時から午後5時30分までの間に係る通常一時預かり事業を利用できる者は、市立園に通園する教育・保育給付認定子どものうち教育長が特に認めたものとする。

別表通常一時預かり事業の項中「午後2時」を「午前8時30分から午前9時まで及び午後2時」に改め、「午後5時まで」の次に「（教育長が別に指定する市立園にあっては、午後5時30分まで）」を加え、「午前11時50分」を「午前8時30分から午前9時まで及び午前11時50分」に、「午前9時」を「午前8時30分」に、「午後4時」を「午後5時30分」に改め、同表特別一時預かり事業の項中「午前9時」を「午前8時30分」に改め、「午後5時まで」の次に「（教育長が別に指定する市立園にあっては、午後5時30分まで）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。